(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカメルーン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　カメルーン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をカメルーン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年五月三十日にヤウンデで

カメルーン共和国駐在

日本国特命全権大使　岡村邦夫

カメルーン共和国

経済・計画・国土整備大臣

ルイ・ポール・モタゼ閣下

（カメルーン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をカメルーン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年五月三十日にヤウンデで

カメルーン共和国

経済・計画・国土整備大臣

ルイ・ポール・モタゼ

カメルーン共和国駐在

日本国特命全権大使　岡村邦夫閣下

○外務省告示第二百七号

平成二十九年五月三十日にジャカルタで、インドネシア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十九年六月十二日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　石井正文在インドネシア大使

インドネシア側　デスラ・プルチャヤ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

○農林水産省告示第九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町芋生字畑中二四六〇の一、二四六〇の三、二四六一の一、二四六一の三、二四六四の四、二四六四の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字畑中二四六〇の一・二四六〇の三・二四六一の一・二四六一の三・二四六四の四・二四六四の五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字北里字下日平一四三六の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下日平一四三六の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町三野字白木山二三四六の七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町三野字城山二六七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城山二六七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字東薗目字猪子井戸四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採種は、定めない。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。